

令和5年は農業委員の改選があります

農業委員会は、「農地等の利用の最適化（担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用の案件の処理など、農地に関する事務を執行する行政委員会として市に設置しています。

農業委員は、その職務を適切に行うことができる者のうちから市長が議会の同意を経て任命し、その任期は3年と規定されており、次期農業委員の任期は令和5年7月20日～令和8年7月19日となります。

現在の農業委員の任期は令和5年7月19日までとなっており、下記スケジュールで次期農業委員が選出されます。

【次期農業委員の選出スケジュール】

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| ▷令和5年2月中旬 | 次期農業委員の推薦、公募の受付を開始 |
| ▷令和5年3月上旬 | 推薦、公募状況の中間公表（市のホームページでお知らせ） |
| ▷令和5年3月中旬 | 推薦、募集の締め切り、最終公表（市のホームページでお知らせ） |
| ▷令和5年4月中旬 | 網走市農業委員候補者評価委員会を開催 |
| ▷令和5年6月中旬 | 市議会において次期農業委員候補者の同意を求める議案を審査 |

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されます！

令和3年4月に成立した「所有者不明土地問題の解決に向けた法律」により、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

なお、令和6年4月1日以前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記申請が義務付けられています。農地に限らず相続登記が必要な財産については、早めに法務局で相続登記を行いましょう。自分で相続登記ができない場合は、司法書士などの専門家に依頼することもできます。

【相続登記申請の義務化の主な留意点】

- 義務化の対象者
▷相続や遺贈により不動産を取得した相続人
※施行日より前に不動産を相続して現時点で名義変更を行っていない人も含まれます。
- 申請義務の履行期間
▷相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内
※義務化の施行日前に発生した相続は施行後3年以内
- 正当な理由なく登記の申請を怠った場合
▷10万円以下の過料
- 相続人申告登記の創設
▷相続登記の申請義務を簡易に履行することができるようにするため、「相続人申告登記」という新たな制度が創設されます。（令和6年4月1日施行）※詳しくは法務局にご確認ください。



全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。毎週金曜日の発行で、経営とくらしに役立つ一週間の情報が、わかりやすいよう解説的にまとめられています。また、家族全員が楽しめる記事や各都道府県支局の地方版の記事も充実した内容となっています。

※購読料：月額700円（送料、税込み）購読申込み：農業委員会事務局 まで

編集
文責

網走市農業委員会（農政常任委員会・事務局）

〒093-8555 網走市南6条東3丁目 網走市役所西庁舎 3階
電話：0152-44-6111(代) 内線 531、532 FAX:0152-43-2957
E-mail: ZUSR-NOGYO @ city.abashiri.hokkaido.jp

網走市 農業委員会だより



年頭のご挨拶

網走市農業委員会
会長 山田 健一

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、日頃より、農業委員会の活動等に対し、特段のご理解、ご協力を賜り心より厚く御礼を申し上げます。

昨年は、平年に比べ降雪量は多かったものの、春先の好天に恵まれたことから雪解けが早く進み、農作業も順調にスタートしました。その後、4月末には霜害や風害による被害があったものの、5月は比較的好天に恵まれ良好な生育でしたが、6月は低温、断続的な降雨や日照不足、一部地域での局地的な豪雨とひょうによる被害が発生し、農作物の生育が停滞しました。しかし7月以降は概ね好天に恵まれたことから生育は回復傾向となりましたが、麦類は、悪天候の影響を受け全体として計画を下回る生産量となりました。てん菜は、計画を上回る生産量となり、糖分含有量も昨年を上回りました。馬鈴しょは、計画を上回っており概ね良好でした。豆類は、概ね計画並みとなりました。青果類は、品目によりばらつきはありますが、玉ねぎが計画を上回ったことから、青果全体としては計画を上回りました。畜産では、乳価では計画を上回ったものの個体販売が計画を下回っており、畜産全体では計画を下回りました。農産、青果、畜産の全体としては、当初計画より若干プラスの出来となりました。

また、昨年は4月と5月に市内の家禽農場において、相次いで高病原性鳥インフルエンザが発生し、発生農場では飼養家禽が全て殺処分され、近隣の農場等では移動制限や搬出制限などさまざまな影響を受けたところです。

さて、農業を取り巻く情勢は、自由貿易協定の発効に伴う輸入農畜産物の関税引き下げによる影響や少子高齢化に伴う農村人口の減少、担い手・後継者不足、離農後の農地継承など持続的な農業基盤が弱体化することへの懸念など地域課題が山積しており、解決が急がれる状況にあります。また、新たな課題として、深刻化するウクライナ情勢や中国の厳しい輸出規制、急激に進行している円安などを原因とした肥料・飼料・生産資材・燃料の急激な高騰は農業経営を圧迫しており、生産者の自助努力だけでは乗り切ることが困難な状況となっています。

このため、農業委員会では、「肥料・飼料・生産資材・燃料等の高騰緊急対策」および「鳥インフルエンザの対策」の2項目を新たに加えた「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」を作成し、昨年12月には代表者6名が網走市長を訪問し「意見書」を提出しました。このような活動に加え、引き続き、地域の基幹産業である農業の振興や農政施策に係る所管業務について重点的に取り組み、次代を担う若い農業経営者が強い意欲と明るい希望を抱けるような農村地域の形成に向けて、今後も関係機関との連携を一層強化し活動して参りたいと考えております。

本年も、皆様が健康で事故無く、実り豊かな出来秋を迎えられますよう心からご祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

農業委員の活動状況について

【会議等の開催状況】 (令和4.1.1～令和4.12.31)

総会	農地常任委員会	農政常任委員会	農地あっせん会議	現地調査	農地パトロール	委員研修会
12回	12回	7回	26回	21回	1回	2回

【農地流動化の状況】 令和4年度中の農地利用集積計画の策定状況

区分	件数(件)	面積(ha)	備考
売買	33件	136ha	・令和4年1月1日～ 令和4年12月31日 の件数、面積を記載
賃貸借	103件	554ha	
使用貸借	3件	37ha	

【農地利用状況調査（農地パトロール）の実施】

令和4年8月26日（総会終了後）、農地利用状況調査の全体パトロールを実施しました。

この全体パトロールには、農業委員と事務局職員の計18名が参加し、区域内における農地の利用状況や、農地法による許可案件の履行状況などについて巡回確認を行いました。

また、各地区においても、担当委員による個別の農地パトロールを実施しています。



【地区別農業委員研修会への参加】

地区別農業委員研修会は11月18日（金）北見芸術文化ホールにて開催され、オホーツク管内の農業委員等239名が参加しました。網走市からも農業委員と事務局職員の計14名が参加しました。

今年度改正された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に関する研修会で、網走市においても法令に基づき目標地図を作成し、地域計画の策定をする必要があり、その内容について研修しました。



地域計画の策定と農地バンク事業

農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことにより、同意市町村は目標地図を含む地域計画を策定する必要があります。目標地図は、農用地の効率的かつ総合的な利用を目標として農業を担う者ごとに利用する農用地を地図に定めるもので、市町村の要請により農業委員会が素案を作成します。

市町村は、目標地図とあわせて目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めます。

地域計画を策定し公告を行うと、これまで利用してきた農用地利用集積計画での土地の売買、賃借を行うことができなくなり、基本的には農地バンク事業（北海道農業公社の事業）において土地の売買、賃借等を行うことになります。

※現在、北海道農業公社の事業では、賃貸借料のほかに所有者および借受者から毎年、賃借料の1%の管理料が必要です。

※地域計画は、スーパーL資金の無利子化や各補助事業等の採択要件と連動しているため、地域計画を策定しないと、それらを利用することができなくなることが想定されます。

「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」を市長へ提出しました

農業委員会等に関する法律」に基づき、昨年度に引き続き記載した7項目に加え新たに2項目を追加し、農業生産力の増進や農業経営の合理化に関する実効性のある施策の実施と関連予算の確保、国や北海道に対する要望活動の強化など、地域の農業振興を推進するための意見書を作成し、令和4年12月7日に農業委員会を代表して山田会長を筆頭に委員6名が水谷市長を訪問し、網走市に対し意見書を提出しました。

《令和4年度「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」の概要》

【昨年度に引き続き記載した7項目】

○農業生産基盤の推進について

農地の基盤整備に関する国、道の関連事業予算の確保の要請。次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業など道の助成措置の継続要望強化要請と市の財源措置の継続など

○新規就農者・担い手・労働力確保の対策について

市独自の後継者・配偶者対策など担い手対策の立案や労働力確保対策。農協が実施する担い手実践研修支援事業の継続に係る市の予算措置など

○ジャガイモシストセンチュウ類の対策について

国、道、関係機関と連携した緊急防除と蔓延防止の取組みの強化。従来同様の収量等が期待できる優良抵抗品種の改良と早期導入、作業量の増や減収分の差分に見合う対応策の検討など

○食の安全・安心の確保、地産地消の拡大について

環境に配慮した農業への支援。地産地消の取組みや農業体験、親子農園など食育事業の推進。地元野菜や地場産品を使用した新商品の開発・販売に対する支援など

○有害鳥獣による農業被害対策の推進について

鳥獣被害防止対策事業の予算規模の拡充と事業継続の国への要請。国有林内の狩猟期間の銃猟立入禁止区域の解除。エゾシカ侵入防止柵への財政的支援に対する国、道への要請など

○農業DXの推進・スマート農業技術の現場導入促進について

現場人材育成のための研修に対する市の支援の継続。高額な導入初期費用の負担に対する国、道への財政支援の要請。日々進化する先端技術の地域導入に積極的に取り組む施策立案の検討など

○農業委員会制度の堅持について

円滑な事務執行や資質向上のための必要な予算の確保。独立行政機関としての農業委員会制度の堅持、事務局体制の強化など

【今年度新たに追加した2項目】

○肥料・飼料・生産資材・燃料等の高騰緊急対策について

肥料・飼料・燃料の高騰への対策として、現在国や北海道で実施している支援の継続要請に加え市による支援の上乗せの検討。あわせて生産資材の高騰に対する取り組みについての国や道に対する要望活動の強化など

○鳥インフルエンザの対策について

発生予防の水際対策の継続と防疫への支援の充実。発生時の初動体制の推進・充実。発生農場への支援制度の充実に係る国や道に対する要望など

